津和野町公告第 41 号

令和　８年　10 月　１日

津和野町長　下森　博之

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について

認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第１項の規定に基づき公告を求める旨の申請があったので、このことについて異議のある者は、津和野町長に対し、下記の要領で異議を述べてください。

なお、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）第 22 条の３第１項に定める事項は、下記のとおりである。

記

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称　長野自治会

区域　津和野町長野

主たる事務所　津和野町長福 589 番地２

２　申請不動産に関する事項

・土地

地目　宅地

面積　321.68 ㎡

所 在 地 津和野町長福 734 番１

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宅野　又右衛門（持ち分６分の１）

住所 鹿足郡木部町大字長福 573 番地１

氏名又は名称 渡邊　晴季（持ち分６分の１）

住所 鹿足郡木部町大字長福 587 番地

氏名又は名称 桑原　定吉（持ち分６分の１）

住所 鹿足郡木部町大字長福 611 番地

氏名又は名称 宅野　兼輔（持ち分６分の１）

住所 鹿足郡木部町大字長福 616 番地

氏名又は名称 桑原　惣太郎　（持ち分６分の１）

住所 鹿足郡木部町大字長福 739 番地

氏名又は名称 岡田　房太郎（持ち分６分の１）

住所 鹿足郡木部町大字長福 741 番地

３ 異議を述べることができる者の範囲

２の申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４ 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 異議を述べることができる期間

令和８年 10 月１日から令和９年１月４日まで

(2) 異議を述べる方法

異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に次に掲げる書類を添えて総務財政課へ持参するものとする。

ア 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

（ア）申請不動産の登記事項証明書

（イ）住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

（ア）申請不動産の登記事項証明書

（イ）戸籍謄抄本（表題部所有者又は所有権の登記名義人との相続関係を証するもの）

（ウ）住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

（ア）申請不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料

（イ）住民票の写し又は戸籍の附票の写し